

新型コロナウイルス対策通信

テクノスグループ新型コロナウイルス感染症対策委員会

“コロナウイルス感染療養解除基準”

日々の感染予防へのご協力ありがとうございます。

9/7よりコロナウイルス陽性者の療養解除の基準が変更されました。

症状がある場合

発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快から24時間経過している場合、8日目から療養解除を可能とします。（入院している場合は従来通り10日間の療養継続）

症状が無い場合

療養期間は引き続き7日間とするが、5日目の検査で検査陰性である場合には、6日目に療養解除を可能とする。

上記を前提として症状がある者は10日間、無い者は7日間、自身による検温・感染リスクの高い行動を控えていただく等、自主的な感染予防行動の徹底をお願い致します。（詳細別紙参照）

新型コロナウイルス感染症 陽性だった場合の療養解除について

（★）症状がある場合は10日間、症状がない場合は7日間が経過するまでは、感染リスクがあります。検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動の徹底をお願いします。



症状がない場合



- ① 人工呼吸器等による治療を行わなかった場合。
- ② 症状が開始した日とし、発症日が明らかでない場合は、陽性が確定した検体の採取日とする。
- ③ 解熱剤を使用せずに解熱しており、呼吸器症状が改善傾向である場合。
- ④ 陽性が確定した検体の採取日とする。

※参考：厚生労働省HP

新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養解除基準について

新型コロナウイルス感染症 陽性だった場合の療養解除について

(★)症状がある場合は10日間、症状がない場合は7日間が経過するまでは、**感染リスクがあります**。
 検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動の徹底をお願いします。



症状がない場合



- ① 人工呼吸器等による治療を行わなかった場合。
- ② 症状が開始した日とし、発症日が明らかでない場合は、陽性が確定した検体の採取日とする。
- ③ 解熱剤を使用せずに解熱しており、呼吸器症状が改善傾向である場合。
- ④ 陽性が確定した検体の採取日とする。

<症状のある方>

発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快から24時間経過している場合、8日目から療養解除を可能とする。

ただし、現に入院している場合には、発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合には11日目から療養解除を可能とする。

<無症状の方>

検体採取日から7日間を経過した場合には8日目に療養解除を可能とする。

加えて、5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5日間経過後(6日目)に療養解除を可能とする。

※症状がある方は10日間、無症状の方は7日間、感染リスクが残存することから、自身による検温、高齢者等重症化リスクのある方との接触や感染リスクの高い行動を控えていただく等、自主的な感染予防行動の徹底をお願いします。

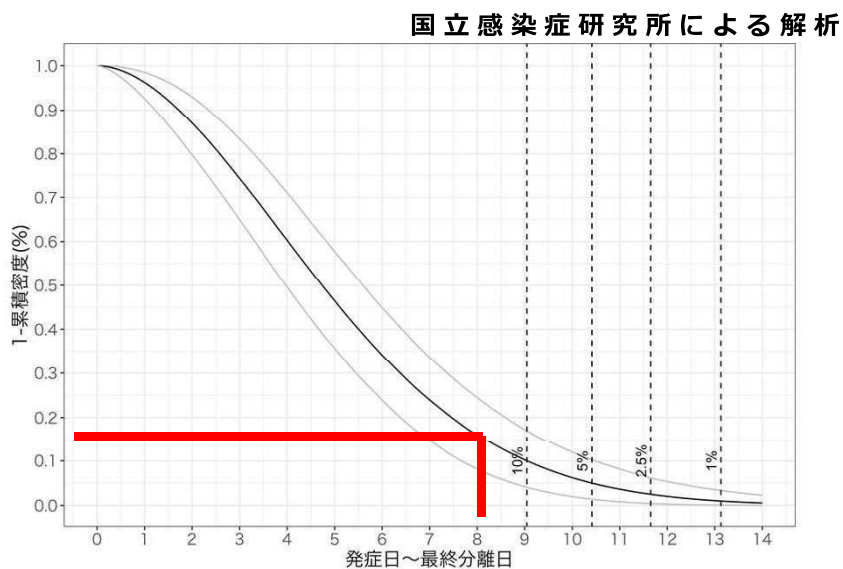
※療養期間中の外出自粛について、有症状の場合で症状軽快から24時間経過後又は無症状の場合には、外出時や人と接する際は短時間とし、移動時は公共交通機関を使わないこと、外出時や人と接する際に必ずマスクを着用するなど自主的な感染予防行動を徹底することを前提に、食料品等の買い出しなど必要最小限の外出を行うことは差し支えありません。

○[患者の療養解除基準の見直しについて](#)

患者の療養解除基準の見直しについて

- 新型コロナウイルス感染症に感染し**症状がある者**については、国内データによれば発症後10日目までは感染リスクが残存し、発症後7日目までが感染力が高く、5日間待機後でもまだ3分の1の患者が感染性のあるウイルスを排出している状態。8日目（7日間待機後）になると、**多くの患者（約85%）は感染力のあるウイルスを排出しておらず**、感染力のあるウイルスを排出している者においても、**ウイルス量は発症初期と比べて7日目以降では6分の1に減少した**との報告がある。このため、専門家の意見を踏まえ、Withコロナを見据え、**発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快から24時間経過している場合、8日目から療養解除を可能とする**。ただし、現に入院している場合には、従来通り、10日間の療養を継続する。
- **無症状者**については、国内データによれば6日目（5日間待機後）に同様に多くの患者（約90%）で感染可能なウイルスの排出がなくなるとの報告がある。一方で、データが限定的であること、無症状者については感染時期が特定できず、より慎重な対応が必要であることから**療養期間は引き続き7日間とするが**、専門家の意見を踏まえ、Withコロナを見据え、**5日目の検査で検査陰性である場合には、5日間経過後（6日目）に療養解除を可能とする**。
- これらの前提として、**症状がある者は10日間、無症状者は7日間、自身による検温、高齢者等重症化リスクのある方との接触や感染リスクの高い行動を控えていただく等、自主的な感染予防行動の徹底をお願いします**。

陽性者（有症状）におけるウイルス排出の推移



* 点線は累積密度のブートストラップサンプルの中央値の10%, 5%, 2.5%, 1%点

陽性者（無症状）におけるウイルス排出の推移

